第二条第一項中第三十七号の六を第三十七号の七とし、第三十七号の三から第三十七号の五までを一号ずつ繰り下げ、第三十七号の二の次に次の一号を加える。

三十七の三　ジエチル＝スルフアート及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第五十六号の二を第五十六号の三とし、第五十六号の次に次の一号を加える。

五十六の二　Ｎ・Ｎ―ジメチルプロパン―一・三―ジアミン及びこれを含有する製剤

第二条第一項第六十八号の次に次の二号を加える。

六十八の二　水酸化リチウム及びこれを含有する製剤

六十八の三　水酸化リチウム一水和物及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第七十四号の五を第七十四号の六とし、第七十四号の四を第七十四号の五とし、第七十四号の三の次に次の一号を加える。

七十四の四　一・二・三―トリクロロプロパン及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第七十七号の三を第七十七号の四とし、第七十七号の二の次に次の一号を加える。

七十七の三　二酸化アルミニウムナトリウム及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第八十号の六を第八十号の七とし、第八十号の二から第八十号の五までを一号ずつ繰り下げ、第八十号の次に次の一号を加える。

八十の二　Ｎ・Ｎ′―ビス（二―アミノエチル）エタン―一・二―ジアミン及びこれを含有する製剤

第二条第一項第九十六号の次に次の一号を加える。

九十六の二　ホスホン酸及びこれを含有する製剤

第二条第一項第九十八号の二中「製剤」の下に「。ただし、無水酢酸〇・二％以下を含有するものを除く。」を加える。

第二条第一項中第百九号を第百十号とし、第百八号を第百九号とし、第百七号の次に次の一号を加える。

百八　レソルシノール及びこれを含有する製剤。ただし、レソルシノール二〇％以下を含有するものを除く。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号及び第九十八号の二の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第一号の八、第六号の七、第十号の四、第十九号の五、第二十二号の二、第二十三号の三及び第二十三号の四並びに第二条第一項第四号の五、第十一号の二、第三十七号の三、第五十六号の二、第六十八号の二、第六十八号の三、第七十四号の四、第七十七号の三、第八十号の二、第九十六号の二及び第百八号に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成三十年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3　前項に規定する物であってこの政令の施行の際現に存するものについては、平成三十年九月三十日までは、法第十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○農林水産省令第四十号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第十条第一項の規定に基づき、大臣管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する省令を次のように定める。

平成三十年六月二十九日

農林水産大臣　齋藤　健

大臣管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する省令

1　農林水産大臣は、管理期間（三十キログラム未満のくろまぐろ又は三十キログラム以上のくろまぐろに係る大臣管理量による管理の対象となる期間として海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第三条第一項に規定する基本計画で定める期間をいう。以下同じ。）ごとに、次に掲げる場合に該当するときは、直ちにその旨を告示するものとする。

一　大中型まき網漁業（漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令（昭和三十八年政令第六号。以下「指定漁業を定める政令」という。）第一項第四号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）に係る三十キログラム未満のくろまぐろ又は三十キログラム以上のくろまぐろに係る大臣管理量が、当該くろまぐろに係る漁獲可能量のうち大中型まき網漁業に係る数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。

二　遠洋かつお・まぐろ漁業（指定漁業を定める政令第一項第八号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）及び近海かつお・まぐろ漁業（同項第九号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）に係る三十キログラム未満のくろまぐろの採捕の数量を合計した数量が、当該くろまぐろに係る漁獲可能量のうち遠洋かつお・まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業に係る数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。

三　東シナ海等かじき等流し網漁業（特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第一条第一項第二号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）及びかじき等流し網漁業（同項第三号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）に係る三十キログラム未満のくろまぐろの採捕の数量を合計した数量が、当該くろまぐろに係る漁獲可能量のうち東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業に係る数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。

四　遠洋かつお・まぐろ漁業、近海かつお・まぐろ漁業、東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業に係る三十キログラム以上のくろまぐろの採捕の数量を合計した数量が、当該くろまぐろに係る漁獲可能量のうち遠洋かつお・まぐろ漁業、近海かつお・まぐろ漁業、東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業に係る数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。

2　農林水産大臣が前項の規定により同項第一号に掲げる場合に該当する旨の告示をした場合には、大中型まき網漁業を営む者は、当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日までの間は、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。

3　農林水産大臣が第一項の規定により同項第二号又は第四号に掲げる場合に該当する旨の告示をした場合には、遠洋かつお・まぐろ漁業又は近海かつお・まぐろ漁業を営む者は、当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日までの間は、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。

4　農林水産大臣が第一項の規定により同項第三号又は第四号に掲げる場合に該当する旨の告示をした場合には、東シナ海等かじき等流し網漁業又はかじき等流し網漁業を営む者は、当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日までの間は、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。

附　則

この省令は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

告　示

○金融庁告示第三十四号

マスミューチュアル・インターナショナル・エルエルシーが、平成三十年五月三十一日付でマスミューチュアル生命保険株式会社の保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第十三項に規定する主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、同法第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定によりマスミューチュアル・インターナショナル・エルエルシーに対する同法第二百七十一条の十第二項ただし書の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第九号の規定に基づき、告示する。

平成三十年六月二十九日

金融庁長官　森　信親